

# 松江市中心市街地活性化基本計画の改定スキーム

## 現在の基本計画

区 域：210ha  
 基本方針：都市機能充実と交通体系の再編  
 目 標：・複合的都市機能の充実  
 ・公共交通の充実と歩いて生活できるまちづくり  
 重点地域：駅前地区、殿町地区、松江しんじ湖温泉地区

## まちづくり三法の見直し

### 中活法の改正（中心市街地活性化法）（主なもの）

- ・国による「選択と集中」の強化  
 基本計画が国の認定制度に  
 「基本方針」「数値目標」「中心市街地の活性化に関する施策」  
 「選択と集中」「PDCAサイクル」等が強く求められる
- ・中心市街地活性化協議会が法定化
- ・支援措置の大幅な拡充（街なか居住の推進など）
- ・大店立地法の特例（大幅な規制緩和）

### 都市計画法の改正（主なもの）

- ・白地地域等の郊外地域における大規模集客施設の立地を原則禁止
- ・病院・福祉施設・学校等も開発許可が必要となる

改定

## 次の組織を設置し、策定ならびに今後の事業推進を図っていく

庁内検討委員会及び幹事会の設置（庁内）  
 松江市中心市街地対策協議会の設置（委員：20名）  
 委員構成：学識経験者、専門家、市民活動関係者、交通関係者  
 松江商工会議所、観光関係者、地元企業、まちづくり会社  
 島根県、市民公募、活性化協議会委員  
 アドバイザー（中心市街地・PDCAサイクル 2名）  
 ワーキンググループの設置（7名）

策定フロー図

